

屋外広告物等の点検等について

平成 27 年 2 月に札幌市においてビルの看板の一部が落下し、歩行者に当たる事故が発生し、屋外広告物の一層の安全管理が求められています。

当市では、佐渡市屋外広告物条例に広告物等の点検規定を明記し、許可の要・不要に関わらず、全ての広告物等(※)について点検を義務づけることとしました。

また、広告物等を設置後に提出する完了届について、許可申請どおりに設置したことを確認できるように、文言を追加しました。

(※) はり紙、はり札、広告旗、立看板等の簡易な広告物は除きます。

1 屋外広告物等の点検について

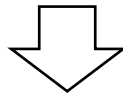
広告物等を表示・設置する者又は広告物等を管理する者は、広告物の本体、接合部、支 持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければなりません。

○ 許可申請手続きが必要な広告物等

今までどおり更新許可申請時に「広告物等点検書（規則様式第 8 号）」により広告物等の安全点検を行ってください。

○ 許可申請手続きが不要な広告物等（自家用広告物で適用除外のもの等）

「広告物点検書」の提出は必要ありませんが、定期的な安全点検を実施してください。



異常な箇所を発見したときは、速やかに改修や除却等の措置をとってください！

2 完了届の改正について

広告物等を設置後に提出する完了届（規則様式第 2 号）について、許可申請どおりに設置したことを確認できるように、文言を追加しました。

3 実施日

平成 29 年 4 月 1 日